袖ケ浦市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年3月11日

袖ケ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ケ浦市監査委員 篠原 幸一

指摘事項

指摘事項に対する措置内容

収入事務の適正化に関するもの【廃棄物対策課】

地方自治法施行令第158条第1項で規定された手数料等の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができるとされている。

また、同条第2項では、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、 普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見 やすい方法により公表しなければならないと規定されている。

しかしながら、家庭系廃棄物処理手数料の収入事務を委託した収入事務受託 者について、その旨の告示及び公表を行っていなかった事例が認められた。

契約事務の適正化に関するもの【行政管理課】

地方自治法第210条では、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないと規定されている。

しかしながら、証明手数料の納付事務に伴う決済手数料の歳出予算が確保されていないにもかかわらず、指定納付受託者の電子申請納付事務等に関する契約を締結していた事例が認められた。

また、袖ケ浦市財務規則第55条第2項第3号では、指定納付受託者を指定 したときは、指定納付受託者が納付事務を行う歳入の種類を告示しなければな らないと規定されている。

しかしながら、告示した歳入の種類と、契約した歳入の種類に齟齬が生じている事例が認められた。

地方自治法施行令第158条第2項で規定されている公金収納事務受託者の 告示及び公表について、家庭系廃棄物処理手数料において、告示及び公表を行っていなかったことから、令和6年1月31日に告示し、同日に公表を行った。

指定納付受託者の指定に係る契約手続きにおいて、予算の担保のないまま、 指定納付受託者の指定に係る契約書中に決済手数料に係る事項を定め契約を行い、その後に補正予算において予算の確保を行ったことが事務誤りと指摘されたものであったことから、課内において、指定納付受託者に係る契約手続きの 手順について確認を行い、マニュアル化し、新たな指定の際に誤りが生じないよう改善を図った。

また、当初告示した歳入の種類と指定に係る契約書に記載した事項の齟齬については、実際に指定納付受託者が取り扱う歳入の種類に不足事項があったこと及び監査時点で実施していない歳入の種類が記載されていたことから、当該事項を修正し、12月1日に訂正告示を実施した。